

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

追加第七號



日本製鐵株式會社第十回營業期至昭和十一年九  
月三十日  
營業計畫書追加

日本製鐵株式會社第十回營業期<sup>昭和十一年四月一日</sup>事業計畫書追加

一、起 業

清津工場ノ建設

本社生産力擴充計畫ニ属スル第五次擴張清津工場ノ建設ニ関シテハ早業ニ其ノ用地ノ買収方ニ付キ第九回營業期事業計畫追加及第十回營業期事業計畫ニ掲上シテ之ガ認可ヲ受ケ爾來其ノ實行ニ努メル結果工場敷地及社宅敷地ニ在リテハ既ニ殆ンド之ガ手續ヲ完了シ貯水池等ノ敷地ニ在リテモ亦遠カラズ買収ヲ了スル見込ニシテ又一方工場ノ規模及設備ノ設計ニ付テモ一應之ガ完了ヲ觀ルニ至レリ即チ該計畫ニ於テハ現下最モ急需ヲ想フル所ノ銑鐵ヲ主タル用途トシ之ニ對シ五百瓩熔鑪ニ基及之ニ伴フ諸設備ヲ建設シテ平均年額三十五萬瓩銑鐵ヲ

製造シ且其ノ生産道程ニ於テ副産スル物質ヲ捕集處理シテ諸種ノ副生物ヲ製出セムトスルモノナリ而シテ本計畫ノ遂行ニ當リテハ本營業期ニ於テハ基礎事業タル河川附換及船溜岸壁築造ノ各一部ニ過ギスシテ本件經費ハ既ニ本<sup>期</sup>事業計畫ニ属スル豫算トニ於テ承認セラレアル所ナルモ之ガ着手前ニ於テ本計畫タル製鐵事業ニ付製鐵事業法上ノ許可申請ヲ要スル所ナルヲ以テ茲ニ先以テ事業計畫トシテ本工場建設計畫ノ全貌ニ付之ガ認可ヲ申請スルモノナリ  
所要經費豫算

設備区分	總額	第十期前	第十一期	第十二期	第十三期	第十四期	第十五期	第十六期	第十七期
製銑設備	二六〇〇〇〇〇	〇	六六〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	三九〇〇〇〇〇	四四〇〇〇〇〇	五七〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇
トラス製造設備	六六〇〇〇〇	〇	三三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	一三九〇〇〇〇	〇

畜生物製造設備	四六五〇〇	〇	九〇〇〇	五〇〇〇〇	九〇〇〇〇	二五〇〇〇	一〇二〇〇〇	六五〇〇〇
動力設備	三八〇〇〇〇	〇	七五〇〇〇	三三〇〇〇	五〇〇〇〇	三三〇〇〇	八〇〇〇〇	五〇〇〇〇
給排水設備	三六〇〇〇〇	〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇
輸送設備	五三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三六〇〇〇	一五〇〇〇	五三〇〇〇	三三〇〇〇	一七〇〇〇	一三〇〇〇
其他附帯設備	五八〇〇〇〇	三〇	二八〇〇〇	九〇〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	六五〇〇〇
土地	五九四〇〇〇	四五五〇〇	五八四〇〇	三〇〇〇〇	一六〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇〇	三〇〇〇〇
事務費	四〇〇〇〇〇	八三九〇	二五一七〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一六六〇〇〇
合計	六五三〇〇〇〇	四三三〇〇	三〇三二六〇	九五九〇〇	一〇一九〇〇	二四一〇〇〇	三三四〇〇〇	六六八〇〇〇
								二五三〇〇〇

三 金 融

本營業期ニ於ケル所要資金ニ付テハ曩ニ本期事業計畫ニ記述セル所ナルガ末期以降ノ分ニ付テハ他ノ起業計畫ニ遂行ニ要スル資金ト共ニ當該營業期ニ於テ決算上生ズベキ社内留保金及ビ本年五月三十日臨時株主總會ノ議決ニ係ル資本増加ノ件ノ實行ニ依ル徵收拂込金並昭和十一年六月二十五日第五回定時株主總會ノ議決ニ係ル社債募集ノ件ノ實行ニ依ル募集社債金ヲ以テ之ニ充當スル豫定ナリ

## 追記

本計畫書ハ製鐵事業法上ノ許可申請ノ前提トシテ  
清津工場建設規模等ノ全貌ニ付其ノ計畫ノ承認  
ヲ仰グ爲ニ提出スルモノナルモ之ヲ以テ後營業期ニ属  
スル豫算迄モ此ノ際同時ニ決定ヲ請ハムトスルモノニ  
在ラズ隨テ右豫算ノ金額ニ付テハ各營業期毎ニ  
再検討ヲ施シ必要ノ程度ニ應ジテ適當ニ算定シ  
其ノ都度更ニ當該營業期ノ事業計畫書ニ掲上  
シテ共ニ之ガ認可ノ申請ヲ爲スモノトス